

事務連絡
令和2年9月7日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を
利用する際の申請期限について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等は、同年8月31日を申請期限としておりましたが、同年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、申請期限を同年9月30日まで延長することとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましても、同年4月1日から6月30日までの休業についての申請期限も同年9月30日となっております。

上記に2点につきまして、別添の通り、厚生労働省労働基準局雇用開発企画課長及び雇用保険課長より周知の依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)